報告書素案

第1章 本報告書の背景

- 1 顔識別機能付きカメラシステムを巡る国内動向
- 顔識別機能付きカメラを事業者が容易に利用することが可能となってきている。
- 一方、運用次第では受忍限度を超える個人のプライバシー侵害等を生じさせるリスクがある。
- 犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用については、我が国においては未だ 社会的なコンセンサスが形成されていない状況。
- ①顔識別機能付きシステムの導入により達成しようとする人(法人を含む)の権利利益及び社会的法益、②同システムにより検知され特定のアクションの対象となる個人の権利利益、そして③同システムによる検知対象ではないが同システムにより個人情報・個人データが取り扱われる個人の権利利益が絡むユースケースであり、慎重かつ丁寧な対応が必要。
- 個人の権利利益を侵害する可能性のある新技術の利活用を進めるためには、社会からの信頼を得ることが重要。そのために透明性の確保及び説明責任並びに適切な運用についての留意点を整理する。
- 2 顔識別機能付きカメラシステムの利用を巡る国際動向
- 各国の関係法令やデータ保護機関が公表するガイドライン等の紹介
- 外国調査の結果
- 3 本報告書の対象範囲について
 - (1) 取り扱う個人情報
 - 犯罪予防・安全確保を目的とした顔識別機能付きカメラシステムにおいて顔画 像及び顔特徴量が用いられる場合を中心とする。
 - (2) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する場所的範囲
 - 不特定の者が出入りし顔識別機能付きカメラシステムにより顔画像を取り扱う ことについて事前に本人の同意を得ることが困難であり、かつ自らの顔画像が取り扱われることを望まない者が代替手段を選択することが困難である空間(駅、空港等)¹

¹ 照合用データベースに登録するための個人データの取得元は限定しない。

- (3) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する主体的範囲
 - 上記空間に施設管理権を有する者として、個人情報取扱事業者を中心とする。

第2章 用語の定義

- 顔識別
- 顔認証
- 顔認識 等

第3章 顔識別機能付きカメラシステムについて

- 1 顔識別機能付きカメラシステムやその他防犯システムの機能や動向
 - (1) 顔識別機能付きカメラシステムの技術的仕組み
 - 顔識別機能付きカメラシステムは、検知対象者の(顔画像及び)顔特徴量を予めデータベースに登録しておき、カメラで撮影した映像に映る人物がデータベースに登録された者であるかを照合し、同一人物である可能性が高いと判定した場合に一定のアクションを行うシステム
 - 被検知者と検知対象者が同一人物である可能性が高いと判定することは、あくまでも推測に基づくものであり、同一人物であるとの事実を示しているわけではないことに留意が必要。
 - 判定の閾値の設定次第で、対象者の見逃しや、対象でない人の誤判定の確率が変わる。
 - (2) 顔識別機能付きカメラシステム以外の映像分析技術
 - 犯罪予防や安全確保のために用いることができるカメラシステムを用いた映像 分析技術としては次の技術が考えられる。
 - ▶ 侵入検知、行動検知、属性推定・人数カウント、混雑度検知、顔画像を用いない人物照合等。
 - (3) その他の防犯システム、対策
- 2 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの利点・懸念点
 - (1) 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの利点
 - ア 犯罪予防や公共安全への効果
 - イ 生活の利便性の向上

- (2) 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの懸念点
- ア 不変性と追跡性
- イ 自動的かつ無差別な取得、大量取得
- ウ 利用目的の予測困難性
- 工 差別的効果
- オ 行動の委縮効果
- 3 犯罪予防・安全確保のために顔識別機能付きカメラシステムを利用することが想定される場面
- 犯罪予防
- 要保護者保護(行方不明者、認知症患者等)
- 公衆衛生の維持・向上(感染症対策のための発熱者の行動経路の把握等)

第4章 肖像権・プライバシーの権利との関係

- 1 顔識別機能付きカメラシステムの利用と肖像権・プライバシーの権利との関係
- 2 肖像権・プライバシー侵害を争点とする裁判例
 - (1) 肖像権についての判断
 - (2) カメラ撮影における肖像権・プライバシー侵害の成否を争点とする裁判例において考慮される要素
- 3 不法行為の成否と個人情報保護法の関係
- 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いについて広く一般的な手続的規律を課すものとして立法されたが、改正を経る中で、個人の権利利益を手続的に保護するのみならず、実体的にも保護する法律へと、その性格を変質させている。例えば、平成 27 年改正法により、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報である要配慮個人情報に関する規律が設けられたほか、令和 2 年改正法により不適正利用禁止規定が新設され、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある方法により個人情報を利用することが禁じられることとなった。
- 不法行為法と個人情報保護法は、その法目的や性格は異なるとはいえ、不法行為法上の違法性を評価するに当たり考慮される要素は、個人情報保護法上も不適正利用の禁止規定(法第19条)や適正取得規定(法第20条第1項)の適用に当たり考慮されるべきと考えられる。

第5章 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の留意点

- 1 顔識別機能付きカメラシステムの導入検討に際し整理すべき事項
- 顔識別機能付きカメラシステムは前述のとおり目的に照らして利点もあるが、特有の 懸念点もある(第3章2)。個人情報保護法及び不法行為法の両面から、個 人の権利利益の保護が適切に図られているかを十分に検討する必要。
- そこで、まず、事業者において、プロジェクトの目的の正当性を明確にするとともに、プロジェクトの目的に照らして、顔識別機能付きカメラシステムを利用すること自体も含め手段が相当であるかを検討する必要がある。

(1) 目的の正当性

- プロジェクトの目的を明確にする(本報告書では、テロ防止、万引き防止、行方 不明者・認知症患者の捜索 等を想定)。
- プロジェクトの目的は、防止しようとする犯罪や危険による生命・身体・財産への 侵害の重大性と被害が生じる可能性の高さ等に基づいて説明することが求められる。

(2) 手段の相当性

- 下記ア、イのほか、3 において述べる個人情報保護法上の義務等も踏まえ、目的に照らし相当な手段となっているか検討する必要がある。
- ア 個人の権利利益の侵害の程度がより軽微な手段の検討
 - 顔特徴量を用いなくとも目的が達成できる他の手段も検討の俎上に載せるべき。
 - 顔識別機能付きカメラシステムを用いる場合であっても過大な機能になっていないか。
- イ 取り扱う個人情報/個人データの特定及び取得方法、取り扱う者の範囲の確認
 - 取り扱う個人情報の項目や人数規模、顔識別機能付きカメラシステムを利用 する期間が相当なものになっているか。
 - 必要のない者に個人情報を渡すことになっていないか 等

2 透明性の確保や説明責任の重要性

● 顔識別機能付きカメラの犯罪予防や安全確保目的での利用は、まだ社会的な認知度が高いとは言えず、不透明な運用や消極的な説明対応では、利用者(検知対象者を含む。以下同じ。)や一般生活者の不安を招きやすい。したがって、事業者において、運用の透明性を図りながら、利用者や一般生活者への説明を的確に行い、これにより利用者や一般生活者における安心感の醸成や信頼の確保を図っていくことが極めて重要。上記(第5章1)のとおり顔識別機能付きカメラシステム

を利用する目的・同システムにより保護すべき法益を明確に特定したうえで、下記の 観点から当該法益や個人の権利利益侵害の内容や程度により個々のケースに応 じた具体的な対応が求められる。

- (1) 駅や空港等における透明性確保の意義
 - 透明性を確保するための前提として、事業者が自らの個人情報取扱いの適正 さについて検討する機会を作り、法令遵守や社会的受容性ある個人情報の 取扱いを促す。
 - 透明性が確保されることで、過大な不安を誘発せず、本人の信頼、安心を得られる。
 - 利用者の開示等の請求(開示、訂正等、利用停止等)や苦情、社会的評価を通じ個人情報の適正な取扱いが図られる。
- (2) 透明性の確保の在り方を検討する観点
 - 個人の権利利益の侵害の内容や程度
 - ▶ ある特定の個人の権利利益の侵害の程度だけでなく、個人情報の取扱いにより権利利益を侵害されうる人全体の規模も考慮する。
 - ▶ 例えば、個人の権利利益の侵害の内容、個人情報の取扱いの規模、顔識 別機能付きカメラシステムを設置した施設の代替可能性、撮影場所の機微 性、撮影された顔画像と紐づけられる情報の機微性、事業者と被撮影者の 関係性(被撮影者が事業者に対し容易に意見を述べられる関係にあるか) を考慮することが考えられる。
 - 目的達成への影響
 - ▶ セキュリティ上の要請を考慮しながら目的達成を阻害しない透明性確保の具体的な在り方を検討する。
- 3 個人情報保護法上の義務等に関する留意点
 - (1) 利用目的その他の事項の特定、通知公表
 - ア 利用目的の特定
 - 上述のとおり、顔識別機能付きカメラシステムの防犯目的での利用事例は一部にとどまっており、また、顔識別機能付きカメラシステム自体の仕組み(どのように取得されたデータがどのように利用されているか)についての社会認知度も未だ高くないと考えられることから、取り扱われる個人情報の類型(設置されたカメラにより取得された顔画像・顔特徴量、照合用データベースに登録するためにカメラでの撮影以外により取得された顔画像・顔特徴量その他)ごとに、本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、データ処理の方法(顔画像から抽出した顔特徴量を照合用 DBと照合して同一性判定)を

含めて、利用目的から合理的に予測・想定できるよう利用目的の特定を行わなければならない。

● また、(狭義の)利用目的について、抽象的に「防犯のため」とするのではなく、 対象とする具体的な犯罪行為や迷惑行為の類型(テロ防止、万引き防止及 び行方不明者の捜索等)を特定することが望ましい。

イ 利用目的等の通知公表等

(ア)原則として求められる対応

- カメラの設置場所又は撮影範囲付近(撮影範囲内を含む、以下同じ。) において掲示することが考えられる事項は、本人が自己の個人情報を取り扱 われるに当たり特に認識しておくべき重要な事項である。そのため、カメラの撮 影範囲に入り得る者が容易に認識できる方法で掲示することが重要である。 その際、本人の注意を引くような方法で掲示をしたり、本人の目線や動線を 考慮したりすることが考えられる。
- カメラの設置場所又は撮影範囲付近で掲示することが考えられる事項
- ▶ カメラ画像の取得主体、カメラ画像の内容、カメラ画像及び顔特徴量の利用目的、問合せ先 ²及びカメラにより照合された場合どのような取扱いが行われるか並びに後述の Web サイトの QR コードを掲示
- ▶ 掲示しなくとも本人が誤解なく認識できる内容は掲示しなくてもよい(施設管理者とカメラ画像の取得主体が同じで、問合せ先の記載内容からこれらの者が明確にわかる場合等)。
- Web サイト等で掲示することが考えられる事項 3
- ▶ カメラの設置場所又は撮影範囲付近で掲示することが考えられる事項に加えて、保有個人データに係る事項(安全管理措置等)、本人が行使することができる個人情報保護法上の請求権の内容と具体的な手続方法、顔識別機能付きカメラを導入する必要性、誤検知の可能性、その他の本報告書において公表することが望ましいと示す事項(登録基準等)

(イ)セキュリティ対策上の保秘の要請との関係

- カメラの具体的設置場所が明らかになることが利用目的の達成を妨げる場合 (カメラの死角が明らかになる場合等)、Web サイト等による公表は行うも のの、カメラの設置場所又は撮影範囲付近に掲示を行わないことはあり得る。
- 一方、防犯の目的で顔識別機能付きカメラを利用していることを通知・公表

² 開示等請求や苦情のほか、顔識別機能付きカメラシステムに関する質問等に対応できる窓口のこと。

³ これらの事項をカメラの設置区域付近で掲示することも考えられるが、「カメラの設置場所又は撮影範囲付近で掲示することが考えられる事項」とは掲示場所や掲示方法を変える等して、「カメラの設置場所又は撮影範囲付近で掲示することが考えられる事項」の認識を阻害しないようにすることが望ましい。

することにより犯罪の抑制につながる場合がある。

● 「2 (2) 透明性の確保の在り方を検討する観点」を参考に、カメラの設置場所又は撮影範囲付近での掲示を行わなくとも、適正な運用や本人が権利行使を行う機会の確保、本人の信頼の獲得を十分に行うことができるかという観点から、公表内容や手法を検討することが考えられる。

ウ 適正取得のための態様

(ア)撮影態様

● 顔識別機能付きカメラにより撮影する場所の範囲・画角や、使用するカメラシステムの性能(画素数、分析性能等)が、利用目的に照らして過度なものとなっていないか検討する必要がある。

(イ)カメラ撮影により個人情報を取得していることの表示

● 顔識別機能付きカメラが作動中であることを本人が当該事実を認識できる場所に、認識できるよう掲示する必要があるところ、掲示方法については、利用目的等の通知公表等のカメラの設置場所又は撮影範囲付近における掲示と同様。

エ 利用目的の通知公表等の例外

(ア)法第21条第4項第1号及び第2号該当性の判断について

- どのような防犯対策を行っているかが犯罪を行おうとする者に明らかになることにより防犯の目的が達成できないため法第 21 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に基づき利用目的を公表する義務がないとの見解が考えられる。
- 一方、防犯の目的で顔識別機能付きカメラを利用していることを通知・公表することにより犯罪の抑制につながる場合がある。
- 利用目的を通知公表することが、直ちに「本人又は第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」「事業者の権利又は正 当な利益を害するおそれがある場合」に当たるかどうかについては対象とする犯 罪の類型等を踏まえ十分な検討が必要。
- (イ)法第 21 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合の透明性確保のあり 方
 - 利用目的の通知・公表の義務が適用されない場合であっても、利用目的の 達成を妨げない限りで情報提供を行うことが望ましい。それも難しい場合は、 濫用的な運用を避けるための方策を別途講ずることが望ましい(第三者委 員会による運用検証、認定個人情報保護団体への相談・自主ルールの策 定と遵守等)。

オ 従来型防犯カメラについての考え方

● 従来型防犯カメラで撮影した顔画像であっても、事後的に顔識別システムにより顔特徴量を抽出し他の情報と照合したり分析したりする場合は、顔識別機

- 能付き防犯カメラシステムを利用する場合と同様の対応(適正取得や利用目的の通知公表等)を行わなければならない。
- 従来型防犯カメラは法第 21 条第 4 項第 4 号に該当し利用目的の通知・公表は不要だと考えられているが、事後的に顔識別システムにかけるような使われ方も今後広がり得ることに鑑みれば、従来型防犯カメラにより顔画像の取得のみを行う場合であり、顔特徴量の抽出を想定しない場合であっても、どのようなカメラが設置され、どのような運用がされているのか本人が理解できるようにするために、利用目的の通知公表や、取得する情報等について表示を行うことは望ましい。
- (2) 運用基準(以下アからIの基準及び手順)の在り方及び当該内容に関する 透明性の確保

ア 登録基準

- 照合用データベースに個人データを登録するための登録基準を作成するに当たっては、対象とする犯罪行為や迷惑行為を予め明確にし、当該行為の性質に応じ特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔識別機能付きカメラシステムへの登録をしなければならない。
- 登録基準が差別を生じさせるものになっていないか検証が必要
 - ▶ 人種、性別等の属性、身体的・精神的障害により特定の行動を取る者等

イ 対応手順

- 登録されたデータと顔識別機能付きカメラで撮影した顔画像を照合し対象者を 検知した場合の対応方法について手順を定めておくことが重要。
- 動応手順は、防犯の警戒段階に応じ、複数策定しておくことも考えられる。
- 顔識別機能付きカメラシステムはあくまでも検知対象者との同一性を推測する ものであることから、検知された者に対し直ちに不利益な取扱いを行うのではな く、その者が本当に検知対象者であるかを人により確認することが重要。

ウ 保存期間

- (ア) 照合用データベースに登録するために外部から取得した情報
 - 登録基準の類型ごとに当該類型の性質を考慮した保存期間を設定しなければならない。
 - 保存期間を設定するに当たっては、対象とする犯罪行為や迷惑行為の再犯傾向や、登録対象者が再来訪するまでの一般に想定される期間等を考慮することが考えられる。
- (イ) 顔識別機能付きカメラで撮影した画像から抽出した顔特徴量
 - 照合の結果検知対象者でなかった顔特徴量は、利用目的達成のために利用する必要がないと考えられるため遅滞なく消去するよう努めなければならな

(I)o

● 照合用データベースに登録することとなった顔特徴量は(ア)のとおり。

エ 登録削除

- 登録期間満了時の対応
- ▶ 登録期間について管理を行い、期間満了後に遅滞なく削除するための体制を整えておくことが重要。
- ≫ 期間延長の基準をあらかじめ定め、当該基準に従い延長の必要性を判断することが重要。
- 期中における登録要件の喪失への対応
 - ▶ 登録要件が喪失した場合に直ちに削除できるよう登録削除の基準を設定し、 あわせて登録要件を喪失した情報を直ちに削除するための体制を整えておく ことが重要。
- 誤登録への対応
- ⇒ 誤登録者からの請求について登録内容を確認し誤登録の場合は直ちに削除するための体制を整えておくことが重要。
- 登録されたデータの検証
- ▶ 一定期間ごとに、利用目的の達成に必要最小限の情報のみが登録されているか、誤登録者の有無、登録要件を喪失した者の個人データの削除が完了しているか、登録基準が差別を生じさせるものになっていないか等の検証を行うことが望ましい。

オ 運用基準に関する透明性の確保

- 運用基準を作成するに当たっては、マルチステークホルダーと意見交換を行うことが有用である。
- 透明性の確保の観点から、登録基準については、利用目的の達成を妨げない 範囲で、どのような基準に該当する者が登録の対象となっているかを公表するこ とが望ましい。
- 保存期間についても、利用目的の達成を妨げない範囲で公表することが望ましいが、セキュリティとの関係で懸念が生じる場合は、予め設定した基準に基づき対応していること、目的との関係で必要最小限の期間としていること等を示すことも考えられる。
- 登録対象者でない者の不安を軽減するため、誤登録防止措置を公表すること が望ましい。
- 運用基準の公表にはセキュリティとの関係で懸念が生じ得るが、上記のような対応を含め、利用目的や他に公表している事項から通常予期できる範囲において運用基準を公表する限りでは、利用目的の達成を妨げない場合があると考えられる。しかし、運用基準を公表できない場合は、これに代わる透明性や

適正なガバナンスの確保のための措置として、第三者委員会による運用基準の内容や運用状況の検証等を行うことが望ましい。

(3) 安全管理措置

- 個人データの漏えい等の防止その他の安全管理措置のために必要かつ適切な 組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置及び外的環境の把握を行わな ければならない。また、個人データでないカメラ画像についても同様に安全管理措 置を行うことが望ましい。
- 技術的安全管理措置としてアクセスログを取得・分析し不正利用の有無を監視することも考えられる。
- テンプレート保護技術 (ISO/IEC24745) を用いることも考えられる。

(4) 他の事業者等に対する個人データの提供

ア 法令に基づく場合(法第27条第1項第1号)

- 令状、捜査関係事項照会、弁護士会照会、法令に基づく調査等があり得るが、 かかる請求や照会があった場合、照会事項と関係のない情報を提供することに なっていないか等について、個人情報取扱事業者が個別に確認しなければなら ない。
- 駅や空港等は代替性がなく生活に不可欠な施設であり、また、通行する者の個人情報を大規模かつ網羅的に取得することが可能であることに鑑み、本号に基づいて本人同意なしで第三者に情報提供したケースの件数をまとめた透明性レポートを作成・公表することが望ましい。
- イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき(法第 27 条第 1 項第 2 号)
- 本号に基づく本人同意無し提供については、個別提供行為ごとに適用の可否を 判断する必要があるが、具体的にどのような場合に同号を根拠に情報提供する かをあらかじめ整理し運用基準を定め、恣意的な判断とならないようにすることが 考えられる。
- あらかじめ本号に基づき特定の場合に特定の者に対し登録情報を提供することが予定されている場合は、当該特定の者との間で運用基準等について協定等を締結しておくことが望ましい。
- ウ 委託(法第27条第5項第1号)
- 顔識別機能付きカメラシステムに関する個人データの取扱いを委託する場合、 従来型防犯カメラとは異なる性質を有する個人データを取り扱っており、固有の 留意事項があることを委託先にも認識させたうえ、委託先に対する監督を行わな ければならない。

(5) 共同利用(法第27条第5項第3号)

- 利用目的との関係で必要な範囲に限り共同利用すること(共同利用が地域限定で足りるものについては当該地域限定、業種限定で足りるものについては当該業種限定等と整理すること等)
- 共同利用に係る事項については本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態、すなわち本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならないことに留意する必要がある。

(6) 開示等の請求や相談への対応

- 事業者が顔特徴量しか保有しておらず、他に本人確認のために利用できる情報がないとしても、請求者から顔画像の提出を求める等により開示等の請求に応じられるよう、手段を尽くさなければならない。
- 開示等の請求に応じる手続の公表等(法第32条第1項第3号)を行うに 当たっては、具体的にどのような請求ができるかについて HP 等で示すことが望ましい。
- 開示等の請求に応じる義務がない個人情報又は個人データについても、利用目的の達成を妨げない限度で任意に請求に応じることは望ましい。また、請求に応じない場合は、透明性確保や適正なガバナンスのための措置として、第三者委員会による検証等を行うことが望ましい。
- 法令上対応する義務がない問合せについても、できる限り丁寧に対応していくことが、信頼醸成の観点から重要である。そのために、相談窓口を設置しておくことが望ましい。

4 事業者・団体の自主的な取組みとして求められる留意点

(1) 事業者

- システム導入前の PIA の実施
 - ▶ 特に代替可能性のない施設・サービスにおいて、顔識別機能付きカメラシステムを利用して個人情報を取得し取り扱う場合は PIA を実施することが望ましい。
 - ➤ PIAの中で、マルチステークホルダーから意見を聴取し、運用基準等に反映する ことが望ましい。

● 内部監査

- ▶ 適切な運用が図られているかを内部的に検証するための体制(カメラシステム 運用部門とは別の部門)をあらかじめ整備しておくことが望ましい。システムの 規模や目的に応じて、通常の業務監査・システム監査の一環とすることも可。
- 第三者委員会
 - ▶ 透明性の確保及び運用基準について、運用開始前に検証し、また運用開始

後に運用実態について検証するための第三者委員会を設置することが望ましい。

透明性レポート(再掲)

(2) 認定個人情報保護団体

現在、認定個人情報保護団体として活動する団体に加え、業種ごとの団体において顔識別機能付き防犯カメラの取扱いについて以下の活動をすることも求められる。

- 自主ルールの整備
- 対象事業者が実施する PIA のチェック
- 対象事業者の運用のチェック
- 対象事業者による本人対応(開示等の請求、苦情処理等)のサポート

第6章 国民の理解を得るための周知、情報発信

■ これまで述べてきたことに加え、以下の対応が期待される。

1 事業者

- 顔識別機能付きカメラシステムについての周知広報(カメラシステムにより個人情報を取り扱われる個人の数的規模や地理的範囲に応じた広報)
- 顔識別機能付きカメラシステムを利用する必要性、個人の権利利益のへの影響及びその効果(対象とする犯罪行為等の発生数の変化等)の広報(透明性レポートの一部としての広報も含む)
- 顔識別機能付きカメラシステムを利用した取組への問合せ対応
- 2 民間団体(認定個人情報保護団体を含む)
- 防犯カメラシステムの仕組みや用途についての分かりやすい説明
- 優良事例の広報
- 防犯カメラシステムの認定事業、どのような機能のカメラが設置されているか一見して 理解できるアイコンの作成

3 国

- 防犯カメラに関する個人情報保護法等の規定の周知・広報
- 顔識別機能付きカメラシステムの利用実態や社会的影響の把握

第7章 更なる検討事項

- 制度的対応が必要な事項
- 行政機関・自治体が管理・関与する顔識別機能付きカメラシステムについて 本報告書は、個人情報取扱事業者に求められる事項を中心に記載したが、同種の

事業を行う地方自治体(鉄道運営等)の取組にも参考になる内容。それ以外の 行政機関・自治体の性質を踏まえた適切な運用の在り方については、今後更なる検 討が必要である。

● 技術革新への対応

本報告書では、固定式カメラの場合について論じているが、分析技術の向上、ドローンやロボットに取り付けられたカメラ等、今後の技術革新に応じた顔画像及び顔特徴量の取扱いについても検討が必要である。

● AI 倫理

顔識別機能付きカメラシステムの利用により生じ得る差別的効果や当該効果を防止する方法、その他 AI 倫理上の問題点について検討が必要である。